

昭和二年五月二十三日

日本衣類製造株式會社

テケル

△ム子ノテケリ甚ク思田ニヨリ御前船業辭ヲ納付スルモノ
ヨハ林ニ添ヒナ申付ニシテ又々ハ船業ヲ不承認ナリシ
御前船業辭ヲ不承認ナリシモノ

一御前船業ノ好意御前船業ニ就内某會ノ出出ヲ使セシメ且人見
ハ安山知テ知スルモノ

一船業其ノ上ノ事御前船業ニ出出スルモノニ就ニ御前船業ノ承認
ナシニシテ又々御前船業ニ就

一御前船業員其集合スルモノニ就ニ御前船業員其集合スルモノ
ニ就ニ御前船業員其集合スルモノ

御前船業員其集合スルモノ

ニ就ニ御前船業員其集合スルモノ

御前船業員其集合スルモノ

財團法人協調會大阪支所

第三號

指 令

今回勃發シタル日毛誠和會ヲ極力應援セヨ爭議ハ會社方誠和會ノ
内紛ヲ利用シテ組合ヲ破壞セントスル陰謀ヨリ勃發シタノダ
本聯合ト誠和會ハ今迄テ多少ノ行キガカリハアツタガ此ノ地方ニ
於ケル一大勢力タル誠和會ノ死活ヲ前ニシテハ行キガカリ等ヲ云
爲スベキ時テナク積極的ニ援助シテ必ズ爭議ヲ勝タセナケレバナ
ラヌ

一組合所在地ヨリ通勤スル誠和會員ニシテ未ダ罷業ニ參加セザル
モノハ速力參加セシムル様努力スル事

二各村ニ於テ爭議會員ノ集合所ヲ設備シ罷業中ハ誠和會員ハ居村
ヨリ離レズニ罷業秩序ヲ維持セシムルコト更ニ寄宿ヲ出デテソ
ノ他宿所必要ナル罷業員ノ爲メニ收容所ヲ設備シ誠和會員ト協